

河川整備基本方針・河川整備計画の策定

【流域の将来像を定めた考え方・方針】

河川整備基本方針(河川法第16条の1)
 将来、この河川(流域)をどのような河川にしていきたいかを水害の発生状況、河川環境、文化、歴史などその河川に関わるあらゆるものを考慮して、将来像を定めた方針(考え方、思想)。(策定にあたっては、静岡県知事が統括する都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。)

【当面20年に整備する方針を定めた計画】

河川整備計画(河川法第16条の2)
 河川整備基本方針に沿って、概ね10年から20年の間に、降雨量、地形、地質及び過去の災害などを考慮して、具体的に、どこを、どのような方法で整備していくかを定めた計画。(策定にあたっては、河川に関し学識経験を有する者の意見、関係住民の意見、関係市町の意見を聴き反映させなければならない。)

